

公益社団法人函館市医師会と公立大学法人公立はこだて未来大学および
独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校との
医工連携の推進および相互発展に関する包括連携協定書

本協定の証として、本書3通を作成し、三者が署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 29 年 5 月 24 日

公益社団法人函館市医師会と公立大学法人公立はこだて未来大学および独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「三者」という。）は、学術、教育および地域の医療・福祉の各分野において連携・協力し合うことを目的としてこの協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者が、医療と情報科学および工学を融合させて相互に連携協力することにより、地域の医療・福祉の多様なニーズと街づくりおよび人づくり等に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 三者は、次の事項について連携・協力するものとする。

- (1) 医工連携による調査研究や機器開発の実施に関するこ
- (2) 地域の医療・福祉の将来を担う人材育成に関するこ
- (3) 地域の医療・福祉の推進に関するこ
- (4) その他三者の協議により定める事項

（遵守事項）

第3条 三者は、本協定を通じて知り得た個人情報を含む公知でない情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示または漏洩してはならない。

（有効期間）

第4条 この協定は三者が署名した日に発効し、平成 30 年 3 月末日までの期間に限り有効とする。ただし、協定書の有効期間満了の 2 ヶ月前までに三者のうちいずれかより異議の申し出がない場合は自動的に 1 年間の期間を延長し、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に関わる連携・協力の実施にあたり、具体的な事項およびその他の必要な事項については三者が協議して別に定めるものとする。
この協定に定める事項について疑義が生じた場合および協定書に定めのない事項については、三者が誠意をもって協議し定めるものとする。

北海道函館市湯川町 3 丁目 38 番 45 号
公益社団法人函館市医師会

会長

本門



北海道函館市亀田中野町 116 番地 2
公立大学法人公立はこだて未来大学

理事長

片桐恭三



北海道函館市戸倉町 14 番 1 号
独立行政法人国立高等専門学校機構
函館工業高等専門学校

校長

但野茂

